

相模原ウインド・アンサンブル 団員規約

制定	1989	年	6	月	25	日
改正	1990	年	4	月	1	日
改正	1991	年	6	月	30	日
改正	1994	年	6	月	26	日
改正	1998	年	7	月	5	日
改正	2002	年	7	月	7	日
改正	2005	年	10	月	30	日
訂正	2007	年	1	月	30	日
訂正	2008	年	7	月	27	日
改正	2013	年	8	月	1	日

第一章 総則

第1条 【名称】

本楽団は、「相模原ウインド・アンサンブル」、「SWE (Sagamihara Wind Ensemble)」(以下、楽団)と称する。

第2条 【目的】

楽団は、吹奏楽を通して次の各号を目的とする。

- 1) 音楽に親しみ、団員相互の人格、教養及び親睦を深める。
- 2) 芸術としての音楽の実現を目指す。
- 3) 地域の音楽文化の普及、向上に寄与する

第3条 【活動】

次の各号を楽団の活動とする。

- 1) 楽団の主宰する演奏会。
- 2) 楽団の目的を達成するために必要と認める活動。

第二章 団員

第4条 【資格】

原則として大学生、若しくはそれと同等の年齢以上の者で、楽団の目的に賛同し、積極的な意欲を持つ「音楽人」でなければならない。これにあてはまらない入団希望者に対しては入団を拒むことがある。

第5条 【尊守義務】

団員は次の各号の義務を負う。

- 1) 楽団活動への積極的参加
- 2) 団費の納入

第6条 【入団】

楽団にて活動をおこなおうとするものは、「入団届」を提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

「入団届」は団長がこれを管理する。

年齢に達していない入団希望者については、同居親族の承諾があれば入団を認める。

入団を決意するにあたり、楽団活動の見学等を希望する者は、その都度運営委員会の許可を得なければならない。

第7条 【休団】

病気、その他やむを得ない事由により楽団活動を一時休止したい者は、「休団届」を提出し、運営委員会の許可を得て休団することができる。

正式に休団が認められた者は、その期間の休団費を納めなければならない。

第8条 【退団】

退団を希望するものは「退団届」にその事由を記入し、運営委員会に提出し、在籍最終月の団費までを納付する。

満1か年に亘り、何の連絡もなしに楽団活動へ参加しなかった者は、退団とみなし、登録を抹消する。

第9条 【遅刻・早退・欠席】

病気、その他やむを得ない事由により、遅刻、早退、欠席をする場合は、事前にその旨をパートリーダー若しくはそれに準ずる者に連絡をしなければならない。

第10条 【懲戒】

次の各号に該当するときは、役員会が懲戒し除名等の処分をすることができる。

- 1) 連絡なしに遅刻、早退及び欠席が著しい場合。
- 2) 団費を滞納した場合。
- 3) 団員としての信義を損なう行為があった場合。

第三章 組織・運営

第11条 【総会】

総会は本楽団の最高決議機関である。

「定期総会」は原則として毎年六月に団長が召集する。休団者を除く団員総数の1/3以上の要請があった場合、若しくは役員会の決定があった場合は、「臨時総会」としこれを召集しなければならない。

定足数は、委任状を含め、休団者を除く団員総数の2/3以上とし、その決議は委任状を除く出席団員の過半数を必要とする。

予算の承認、会計報告、活動報告、役員を選出と承認及び規約改正等を取り扱う。

第12条 【組織】

第1項「運営委員会」

本楽団の運営機関である。

運営委員会の責任者は運営委員長とする。

運営委員会の構成に関しては運営委員長が構築し役員会で承認を得る。

運営委員長が召集し、団員の入団・休団・退団の手続き指揮者、賛助団員のスケジュール管理、練習場所確保、対外業務窓口、貸借管理、その他運営上必要な実務業務を行う。

団員の入退団及び休団の承認を行う。

第2項「技術委員会」

本楽団の技術支援機関である。

技術委員会の責任者は技術委員長とする。

技術委員会の構成に関しては技術委員長が構築し役員会で承認を得る。

技術委員長が召集し譜面管理、練習内容計画、選曲精査その他技術上必要な業務を行う。

正指揮者及び副指揮者は技術委員会に属する。

第3項「演奏会委員会」

本楽団の演奏会及び出演演奏についての企画委員会とする。

演奏会委員会の責任者は演奏会委員長とする。

演奏会委員会の構成に関しては演奏会委員長が構築し役員会で承認を得る

楽団の演奏会及び出演演奏についての企画立案及び実務その他演奏会に必要な実務業務を行う。

第4項「会計」

本楽団の会計機関である。

会計の責任者は会計役とする。

会計の構成に関しては会計役で構築し役員会で承認を得る。

楽団の金銭の管理、及び財務の管理にあたる。

年度予算の立案も行い定期総会へ提出する。年度会計報告を定期総会時まで作成し提出する。

第13条 【役員会】

楽団の執行機関である。

役員会は下記役員にて構成される。

- ・ 団長 1名
- ・ 運営委員長 1名
- ・ 技術委員長 1名
- ・ 演奏会委員長 1名
- ・ 会計 1名

役員会の召集に関しては各役員が召集権を持つ。

指揮者は、役員会の議決に対し、再議を要求することができる。但し、役員会が全会一致で再決議をした場合はそれに従う。

役員の兼任は認めない

決議に関しては役員過半数とする。

指揮者の任命権を有する。

第14条 【役員の任務】

- 「**団長**」
楽団の責任者として、楽団が本来の目的を外れないように助言をする。また、後進の育成を行う。
楽団監査、会計監査としての機能も有する。
- 「**運営委員長**」
運営委員会を主催し、健全かつ積極的な楽団運営が行われるよう取りまともに努める。
- 「**技術委員長**」
技術委員会を主催し、選曲、練習内容精査の立案が行われるよう取りまともに努める。
指揮者と連携し、楽団の技術面をサポートする。
- 「**演奏会委員長**」
演奏会実行委員会を主催し、演奏会を滞りなく開催出来るよう取りまともに努める。
- 「**会計**」
会計責任者として、納入義務費用の徴収及び執行予算の円滑な実行に努める。

第15条 【役員の任期】

任期は1年とし、再任はこれを妨げない
楽団の役員年度は、原則として毎年7月1日から翌年6月30日までとする。
欠員により就任する役員の任期は、前任者の残任期間とする。
役員の任期は、総会決議により延長及び短縮することができる。

第16条 【役員の辞任】

辞任を希望する場合は、役員会の承認を得なければならない。

第17条 【役員の解任】

総会において不信任が成立した場合、及び楽団運営上の不正行為、著しい過失、背任行為が認められた場合は、役員会解散、若しくは該当役員を解任しなければならない。

第18条 【報告義務】

役員会の決定事項は、遅滞なく、休団者を含めた全団員に報告されなければならない。

第19条 【曲目決定権】

楽団において演奏される曲目の決定は、団員の総意に基づく。

第四章 会計

第20条 【会計報告】

総会において承認されなければならない。

第21条 【財源】

楽団の財源として次をあてる。
団費
その他

第22条 【会計年度】

本楽団の会計年度は原則として毎年7月1日から翌年6月30日までとし、必要に応じて分割・短縮・延長することができる。この場合、総会にて承認されなければならない。

第23条 【予算の執行】

総会にて承認された予算は、会計役にて執行することができる。
経費使途等について予算承認無きものは以下の制約とする。

10,000円以下	会計役の決済及び団長の承認を必要とする。
30,000円未満	役員会の決議及び団長の承認を必要とする。
30,000円以上	総会決議を必要とする。

第五章 指揮者・賛助団員

第24条 【指揮者】

楽団は指揮者を置くことができる。
契約期間は原則として1年間とし、都度契約を行う。
任免は原則として3ヶ月前までに通告する。
正指揮者は、必要に応じて、副指揮者を指名する事ができる。

第25条 【賛助団員】

役員会において、その者が楽団にとって、演奏上必要と認められた場合は「賛助団員」として迎えることができる。この場合、「賛助団員」は団費等の納入義務は負わない。

第六章 規約

第26条 【細則】

本規約に定めない事項については、別途細則をもって定める。

第27条 【規約の改正】

本規約の改正は、役員会がこれを発議し、総会に提出し出席団員の2/3以上の承認を得なければならない。

付則

この規約は、2013年8月1日から施行する。
相模原ウインド・アンサンブル団員規約(2008年7月27日訂正)はこれを廃止する。